

全国トレーニングファーム推進協議会設置要領

制定 令和8年5月20日

第1 目的

新規就農者の一層の育成・確保を図るためには、技術習得、資金・農地の確保といった新規就農時の課題の解決に向けて、地域が一体となった支援を行う必要がある。

このため、全国各地において、地域による新規就農希望者のサポート体制を構築し、技術と経営を総合的に学べる実践的な研修農場（トレーニングファーム）の設置を推進するため、関係機関・団体等による「全国トレーニングファーム推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置することとし、本要領において必要な事項を定めるものとする。

第2 協議会の役割

協議会は、以下の事項について、情報共有及び協議をするものとする。

- 1 研修農場の設置の推進、運営の円滑化に関する事項
- 2 研修農場の研修カリキュラム等の充実に関する事項
- 3 新規就農希望者のサポート体制及び内容の強化に関する事項
- 4 新規就農希望者の誘致、研修生の募集等に関する事項
- 5 研修生と研修農場及び指導者のマッチングに関する事項
- 6 関係機関・団体間の連携強化に関する事項
- 7 その他、前各項に掲げる事項の実施のために必要な事項

第3 構成

- 1 協議会の構成員は、第1の目的に賛同する関係機関・団体、民間事業者、関係府省庁等の代表から構成する。
- 2 構成員になろうとする者は、事務局の指定する方法で入会を申し込むことにより入会することができる。
- 3 構成員は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

第4 運営

協議会の運営については、次により行う。

- 1 協議会の下に幹事会を設置する。幹事会の構成員は、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとする。
- 2 協議会に係る運営事務は、農林水産省経営局就農・女性課が行う。ただし、その事務の一部を全国農業委員会ネットワーク機構が担うことができることとする。
- 3 協議会での配布資料及び議事概要は、会合後、出席者に確認の上、原則と

して農林水産省のウェブページで公開する。ただし、構成員又は出席者が求めた場合は、非公表とすることができる。

第5 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、事務局で決定する。